

(1) 災害救助費等負担金（仮設住宅の早期供与等）

(単位:百万円)

府省名	調査主体	令和7年度予算額	令和8年度予算案	増▲減額	反映額
内閣府	本省調査	2,840の内数	2,840の内数	—	—

事案の概要	令和6年能登半島地震では、被災者のニーズを踏まえつつ、6,882戸の多様なタイプの仮設住宅を建設し、住宅を失った方々等の生活再建を図ってきた。一方、平成28年熊本地震と比較すると、仮設住宅の建設に多くの日数（およそ1.5倍）を要した。 本調査では、令和6年能登半島地震において、仮設住宅の建設に長期の時間を要した背景を探り、より迅速に仮設住宅を提供する方法を検討する。

調査結果の概要及び今後の改善点・検討の方向性

1. 建設候補地の選定について

令和6年能登半島地震における仮設住宅の供与については、特に被害の大きかった地域では、地盤の亀裂や建設候補地までの道路の断絶等により、あらかじめ選定していた建設候補地では不足し、変更又は追加を余儀なくされた市町もあり、通常の建設工期に比べ多くの日数を要する結果となつた。

このため、今後発生が危惧される南海トラフ地震・首都直下型地震等を見据え、各自治体においては、建設候補地について最新の災害リスク情報等を踏まえて再検証を行うとともに、ライフラインが寸断される場合に備えて上下水道の分散型システムの活用等についても検討を進めるなど、事前の備えを徹底すべきである。

2. 協定締結の促進について

事前に災害時の支援協定を建設業団体等の各協会と締結することで、発災時における仮設住宅の建設がスムーズに行われることから、都道府県は複数の協会と協定を締結すべきである。

3. 災害対応車両登録制度の活用について

令和6年能登半島地震の教訓を踏まえ、令和7年6月より「災害対応車両登録制度」が運用開始された。十分な数のムービングハウス・トレーラーハウス等が登録されれば、各自治体は、発災時に利用可能な車両の情報を即時に把握できるようになる。内閣府は、当該制度の周知徹底、十分な登録数確保に向けた基準の設定や当該車両に対応した仮設住宅制度等の柔軟な運用、自治体や業者が利活用しやすい環境整備を図ることで、早期供与が可能かつ費用面でも優位性のあるムービングハウス・トレーラーハウス等の利用促進を図るべきである。

反映の内容等

1. 建設候補地の選定について

2. 協定締結の促進について

3. 災害対応車両登録制度の活用について

内閣府において、令和7年7月に「災害救助事務取扱要領」を改正した。本要領では、

- ・仮設住宅の建設候補地は災害リスクを踏まえて選定すること
- ・あらかじめ建設業団体等との協定を締結すること
- ・災害対応車両登録制度を活用すること

等を示し、都道府県及び指定都市に通知するとともに、内閣府ホームページに掲載し周知している。

令和7年8月6日からの低気圧と前線による大雨で被災した熊本県では、災害対応車両登録制度が活用され、ムービングハウスが提供された。

あわせて、協定締結先である日本ムービングハウス協会、全国木造建設事業協会の協力を得て円滑に仮設住宅が建設された。

令和7年台風第22号で被災した東京都では、協定締結先である日本ムービングハウス協会の協力を得て円滑にムービングハウスが建設された。

今後も迅速な仮設住宅の提供に資するよう、あらゆる機会を捉えて、事前の備えの重要性について周知徹底を図っていく。